

議案第 14 号

町道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条及び第 8 条の規定により、次のとおり路線を廃止及び認定する。

令和 7 年 3 月 4 日提出

岬町長 田 代 堯

提 案 理 由

町道路線の廃止及び認定を行う必要があるため、道路法第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

町道廃止調書

路線番号	路線名	起点	延長（m）	重要な経過地
		終点		
1168	美崎苑 9 号線	淡輪 2991	145.3	
		淡輪 2525-9		

※起点から終点に向かって、起点は右/終点は左の地先を採用する。

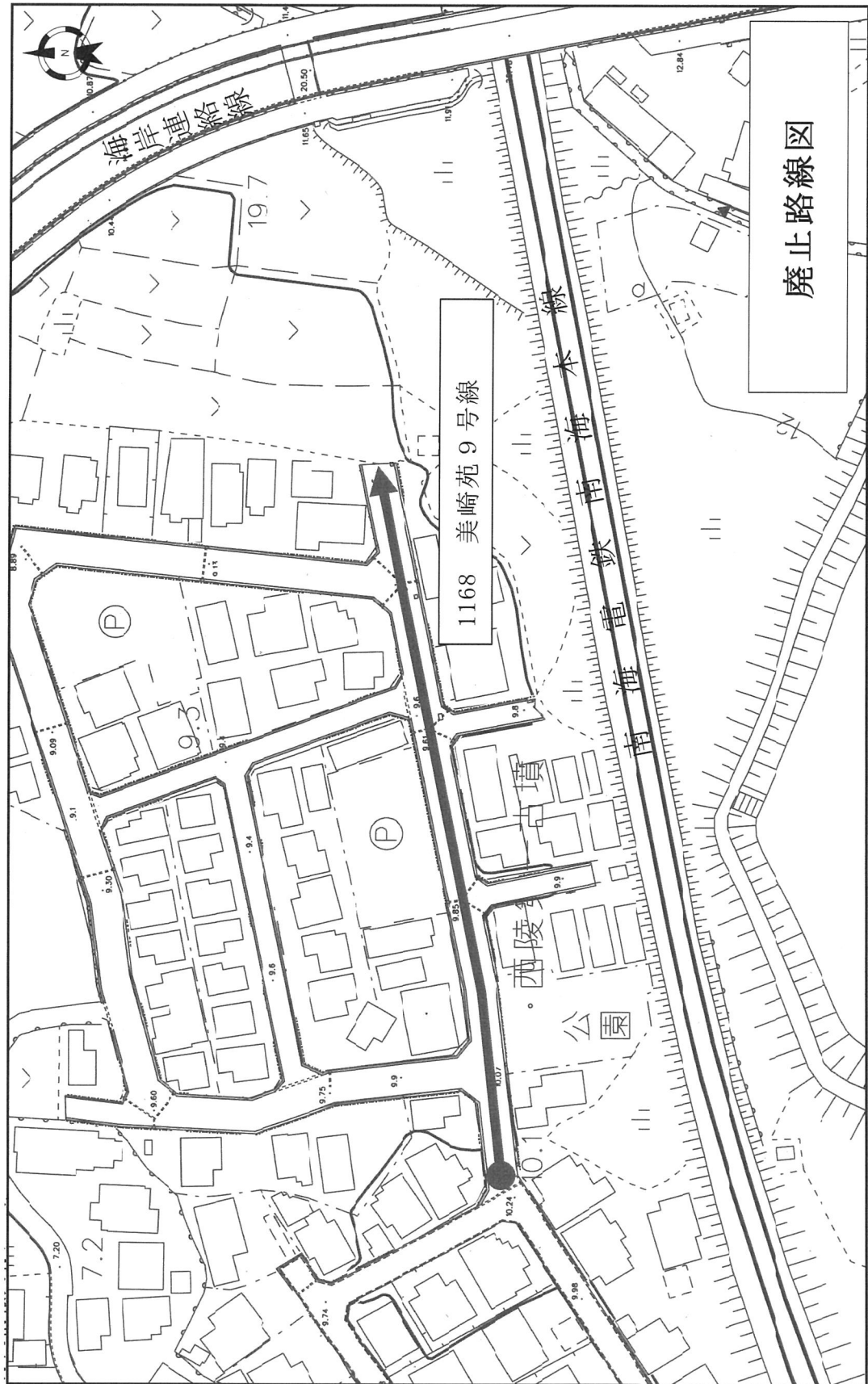
岬町全図

1168 美崎苑9号線

路線廃止箇所図



※ 参考図



新規町道認定調書

路線番号	路線名	起点	延長（m）	重要な経過地
		終点		
1168	美崎苑 9 号線	淡輪 2991-6	213.3	
		淡輪 2920-1		

※起点から終点に向かって、起点は右/終点は左の地先を採用する。

岬町全図



1168 美崎苑9号線

路線認定箇所図

※ 参考図

